

# 横浜市における資金管理方針

横浜市公金について、自らの権限と責任に基づき適正な管理を行うため、『横浜市における資金管理方針』（以下『方針』という。）を定める。

## 第1 基本方針

公金の管理に当たっては、「安全性」を最優先におき、「流動性」、「収益性」も考慮しつつ、適切な保全策等を講じることにより、保管・運用を行うものとする。

- |                               |
|-------------------------------|
| ◎「借入金債務との相殺等」及び「公共債の購入」による保全  |
| ◎「金融機関の選定」及び「分散運用」による信用リスクの軽減 |

## 第2 公金の保全策等

公金の運用に当たっては、次の保全策等を講じることとする。

### 1 債務との相殺等

- (1) 金融機関に対する預金債権と借入金債務（証書借入方式による横浜市債等）との相殺
- (2) 金融機関からの担保徴収
- (3) 金融機関が保有する国債及び地方債等への質権設定

### 2 公共債の購入

元本の償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債及び政府保証債により運用する。

### 3 運用先金融機関の選定

次の指標等により総合的な評価のもとに健全性の高い金融機関の選定を行うために『横浜市資金運用先金融機関の選定基準』（以下『選定基準』という。）を策定する。

#### (1) 定期評価指標

##### ア 基本指標

健全性：〔預金先金融機関（以下「銀行等」）〕

自己資本比率

T i e r 1 比率

普通株式等 T i e r 1 比率

〔証券会社〕 自己資本規制比率

##### イ 補完指標

(ア) 健全性：〔銀行等〕 不良債権比率

(イ) 収益性：〔銀行等〕 総資産業務純益率、経費率

〔証券会社〕 自己資本利益率、

販売費及び一般管理費の営業収益に対する比率

(ウ) 流動性：〔銀行等〕 預金量

(2) 日常評価指標

ア 株価

イ 格付け

(3) 経営方針等

各指標以外にも経営方針・経営姿勢等の情報を収集し、経営状況の総合的な把握に努める。

また、経済情勢の変動等に応じて経営状況をよりの確に把握するため、必要な指標を『選定基準』に追加できるものとする。

## 第3 公金の管理

### 1 管理区分

公金は、次の資金別に管理する。

(1) 歳計現金・歳入歳出外現金

(2) 公営企業会計資金

(3) 基金

### 2 支払資金の保管

各支払資金は、指定金融機関及び出納取扱金融機関の流動性預金で保管する。

### 3 余剰資金の運用等

余剰資金は、次により運用等を行う。

なお、運用に当たっては、金融機関を分散することにより信用リスクの軽減を図るものとする。

(1) 各資金別の運用

ア 歳計現金・歳入歳出外現金

(ア) 預金

(イ) 公共債

イ 公営企業会計資金

(ア) 預金

(イ) 公共債

ウ 基金

(ア) 歳計現金への繰替運用

(イ) 預金

(ウ) 公共債

(2) 会計間相互の資金融通

歳計現金等及び公営企業会計においては、各会計の収支バランスを把握しつつ、それぞれの余剰資金を融通することにより、本市全体としての預金残高の縮減を図る。

## 第4 公金管理の体制

### 1 横浜市公金管理連絡会議

公金の管理等に関する重要事項について協議・検討するため、資金管理部門を中心とする庁内職員で構成される「横浜市公金管理連絡会議」を開催する。

### 2 研修の充実

公金の管理に当たって職員の金融市場等に関する専門知識を深めるため、専門家を招いての講習会等により研修を充実させ、人材の育成を図る。

## 第5 制度融資に係る預託金

制度融資が円滑に運営され、市内企業等の資金調達に支障を生じない範囲で「公金の安全性」を最優先に預託を行う。

なお、預託先金融機関については、『選定基準』を参考として、制度の利用実績を基に、市内企業等の利便性を十分考慮するものとする。

## 第6 外郭団体における資金管理

外郭団体における財産運用については、総務局長通知等に基づき、この方針を参考として、指導徹底を図るものとする。

## 第7 その他必要事項

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第8 施行期日

この方針は、平成15年4月1日から施行する。

平成18年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成23年4月20日 一部改正

平成24年3月22日 一部改正

平成24年12月3日 一部改正

平成28年 4月1日 一部改正